

第十九回国参議院運輸委員會會議録第十五号

昭和二十九年三月十八日(木曜日)午後二時十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 前田 穰君
理事 入交 太蔵君

委員 植竹 春彦君
岡田 信次君
仁田 竹一君
一松 政二君
高木 正夫君
森田 義衛君
大和 與一君
村尾 重雄君
木島 虎藏君

政府委員 運輸政務次官 西村 英一君
運輸省航空局長 荒木茂久二君
事務局側 常任委員 古谷 善亮君
常任委員 田倉 八郎君
会専門員 会専門員

本日の会議に付した事件
○航空法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(前田穰君) それではこれより運輸委員会を開会いたします。
航空法の一部を改正する法律案を議題に供します。
先ず政府から提案理由の御説明を願

います。
○政府委員(西村英一君) 只今上程されました航空法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

航空法は、戦後七年有余の空白期間を経て、一昨年七月に制定公布された法律であります。その後一年有半の間に於ける同法運用の実績に徴し、航空機の耐空証明、航空従事者、飛行場、外国人国際航空運送事業等に関する規定につき、それら、実体に適合するよう所要の改正をする必要が生じたのであります。なかんずく外国人国際航空運送事業につきましては、各国との航空協定の内容が明らかとなつた今日、相互主義の原則に従い、これに対し、適当且つ十分な規則を加える必要が痛感されるに至つたのであります。

以上が、この法律案を提案いたす理由であります。主要な改正点につきまして御説明いたします。
第一は、運輸省令で定める資格及び経験を有することについて運輸大臣の認定を受けた者は、運輸省令で定める耐空機について、耐空証明及び修理改造検査を行うことができることとして、滑空機の検査の簡易化を図つたこととあります。

第二は、耐空検査、修理改造検査等の検査の結果、航空機の安全性が確保されないとき認めるときには、当該航空機又は当該型式の航空機全般の耐空証明の効力を停止し、又は有効期間を短縮することができることとして、航空

事故を事前に防止する措置を講じたのであります。
第三は、公衆の利便を増進するため必要があると認めるときは、保安庁の設置する飛行場について、その着陸帯その他の施設を公共の用に供すべき施設として指定することができることとして、これを民間航空機が使用し得る措置を講じたのであります。

第四は、航空機は、計器飛行状態のみならず、有視界飛行状態において飛行する場合にも、運輸大臣に飛行計画を通報することとし、航空の安全性の確保を期した次第であります。
第五は、外国人国際航空運送事業者の運賃又は事業計画は、運輸大臣の認可を受けなければならないこととしたこととあります。
第六は、運輸大臣は、必要があると認める場合には、外国人国際航空運送事業者に対して、運賃又は事業計画の変更を命じ、又、所定の場合には、事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができることとして、公共の利益を保護することとしたこととあります。

第七は、外国航空機が本邦外から本邦内に到着し、又は本邦内から本邦外に発する旅客又は貨物の有償の運送を行う場合には、特に事業の許可を受けなければならないことといたしたことであります。

以上、この法案の提案理由及び主要な改正点について御説明いたします。

○大和興一君 ちよつと一つ。今次官が言われた第三の二行目の自衛隊とあるのを、保安庁と言われましたが、これはどつちが正当ですか。それだけおつしやつて頂きたい。

○委員長(前田穰君) これは保安隊らしいな。

○大和興一君 ミス・プリントです。航空機は、飛行機九十六機、ヘリコプター二十四機、滑空機八十四機、計二百四機でありまして、滑空機八十四機のうち七十三機は初級滑空機即ちブライマリーであります。これらの航空機の検査事務は、相当な事務量となつておりますので、このうち初級滑空機の耐空検査及び後に述べます修理改造検査を耐空検査員にも行わせることにより、検査事務の簡易化を図ることといたしました。

次に、第十四条の改正は、現行では、一律に一年間とされている耐空証明の有効期間を、航空運送事業の用に供する航空機に限って、運輸大臣がその都度定める期間といたしたのであります。これと同様のことは、国際民間航空条約の附属書におきましても採択され、又、アメリカ、イギリスその他の諸外国におきましては、すでに実施

した。
何とぞ、慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(前田穰君) 次に、航空局長から本法案の内容を詳細に御説明願いたいと思ひます。

○大和興一君 ちよつと一つ。今次官が言われた第三の二行目の自衛隊とあるのを、保安庁と言われましたが、これはどつちが正当ですか。それだけおつしやつて頂きたい。

○委員長(前田穰君) これは保安隊らしいな。

○大和興一君 ミス・プリントです。航空機は、飛行機九十六機、ヘリコプター二十四機、滑空機八十四機、計二百四機でありまして、滑空機八十四機のうち七十三機は初級滑空機即ちブライマリーであります。これらの航空機の検査事務は、相当な事務量となつておりますので、このうち初級滑空機の耐空検査及び後に述べます修理改造検査を耐空検査員にも行わせることにより、検査事務の簡易化を図ることといたしました。

次に、第十四条の改正は、現行では、一律に一年間とされている耐空証明の有効期間を、航空運送事業の用に供する航空機に限って、運輸大臣がその都度定める期間といたしたのであります。これと同様のことは、国際民間航空条約の附属書におきましても採択され、又、アメリカ、イギリスその他の諸外国におきましては、すでに実施

されているのでありまして、その理由は一定の連続整備方式によつて整備される航空機につきましては、必ずしも年一度の耐空証明を行わなくても十分に安全性が確保できると考えられるからであります。この連続整備方式によつて整備される航空機とは、航空法におきましては、航空運送事業の用に供する航空機ということになるのであります。

と申しますのは、航空運送事業の用に供する航空機につきましては、第四百四条及び第二百二十二条の規定によりまして、運輸大臣の認可を受けた整備規定に従つてこれを整備しなければならず、この整備規程の中には、当該航空機の連続整備方式が定められることとなつておられるのであります。従つて、かかる航空機の耐空証明の有効期間は、通常の場合におきましては、当該連続整備方式により整備される期間ということになるかと思ひますが、これは個々の航空機について、新旧の差、使用方法等を考慮して、その都度運輸大臣が定めることとしたのであります。

次に、第十四条の二の規定であります。これは現行第十四条第二項に規定いたしております耐空証明の有効期間の短縮については、航空の安全の見地から必ずしも十分とは申せませんので、新たに一条を起し、耐空検査のみならず、修理改造検査又は立入検査の結果におきましても、当該航空機が第十條第四項の耐空検査の技術上の基準に適合しなくなる虞れがあるとき、その他航空機の安全性が確保されないと認めるときには、当該航空機だけでなく、当該型式の航空機全部について耐

空証明の有効期間の短縮のほか、効力の停止、指定事項の変更の措置をとり得ることとしたしまして、航空機の安全性の確保に万全を期することとしたのであります。先般、英国海外航空会社(B・O・A・C)のジェット機が再三事故を惹起いたしましたので、あのような場合にも、この規定によりまして、当該型式全部の航空機の耐空証明の効力を停止することになるものと存じます。

次に、第十六条の改正について申し上げます。すでに御説明した通り、耐空検査員は初級滑空機の耐空証明を行うことができるものといたしましたので、その修理改造検査も当然行い得るようになる必要があるわけでありまして、この点についての改正をいたしたものであります。

次に、第二十八條第二項の改正は、次の第二十九條の二の追加規程と密接な関連があるので、御説明の都合上第二十九條の二について先に申し上げたいと存じます。

第二十九條の二は、航空従事者技能証明の限定の変更に関する規定であります。技能証明の限定と申しますのは、第二十五條第一項から第三項までに規定されております通り、定期運送用操縦士、一等航空整備士等の航空従事者の資格別に行う技能証明につきまして、航空機の種類、等級、型式或は従事することが出来る業務の種類について限定をすることでありまして、航空機の種類については必ず限定し、その他については限定をすることができるとなされておるのであります。限定の効果といたしましては、例えて申しますと、飛行機について限定された事

業用操縦士の技能証明を有する者は、ヘリコプターの操縦をすることは許されないのであります。而してこの限定は、技能証明書の所定の欄に記入されることになつておりますので、限定の変更を認めない限り、理論的には、同一資格の技能証明書を航空機の種類、型式等の変更に幾冊も持たねばならぬこととなり、取扱上非常な不便を感ずることとなつていたわけでありまして、これをこのたび限定の変更の規定を新たに設けることによりまして、実体に即応せしめることとした次第であります。

第二十八條の改正は、限定の変更に対して、当初の限定と同じ効力を与えるために、規定の表現を改めたのであります。

次に、第三十四條第二項は、操縦教育証明を航空機の種類別に行うことに改正したものであります。

第三十八條に第四項を追加いたしましたのは、運輸大臣が飛行場の設置を許可するに際して、飛行場の管理運営上の種々の条件を附する必要があるからであります。又第三十九條第一項に第五号を追加いたしましたのは、飛行場設置の申請を審査するに当りまして、申請者が当該飛行場の敷地について使用権を有するか否かということと審査の重要な基準と考へられるからであります。なお第三十八條の改正に伴ひまして、第四十三條第二項を改正いたしました。

次に、第四十八條の改正は、例えば飛行場の施設の一部の管理が第四十七條の技術上の基準に従つて行われていないような場合には、当該一部の施設のみについての供用停止を命ずることとして、飛行場の機能の保持と航空の安全性確保を図つたのであります。なお許可の取消又は供用停止命令をなし得る場合として、現行の四号の外に新たに二号を追加いたしました。

次に、第五十四條の改正は、飛行場の使用料金についての従来の届出制を認可制に改めて、使用料金の適正化を図ることとしたものであり、第五十六條第一項の改正は、第三十九條の改正に伴ひ、準用規定を整理いたしましたのであります。

次に、第五十六條第二項の改正は、運輸大臣が飛行場を設置する場合において、当該飛行場の敷地が従前、適法に航空機の離陸又は着陸の用に供せられており、且つ当該飛行場の進入表面又は転移表面の上に出る高さの建造物植物その他の物件がないときは、公職会を開催しなくてもよいこととして、飛行場設置手続の簡易化を図ることにいたしましたのであります。

次に、第五十六條の二の規定は、運輸大臣は、公衆の利便を増進するため必要があるときは、自衛隊の設置する飛行場について、着陸帯その他の施設を公共の用に供すべき施設として指定することができることとしたのであります。現在、民間航空にとつて、飛行場の確保は、最大の眼目となつておられますが、国家財政の現状におきましては、民間航空専用の飛行場を十分に設置することは極めて困難な事情にありましますので、将来自衛隊が設置する飛行場につきまして、着陸帯、エプロン、誘導路等の施設を公共の用に供すべき施設として指定し、一般民間航空機がこれを利用できる途を開いたのであります。

次に、第五十七條と第五十八條の改正は、同一の趣旨によるものであります。航空機の国籍等の表示の義務及び航空日誌の備え付け、或いは記載の義務は、第十一條但書の試験飛行等の許可を受けた場合にはこれを必要としたことにはいたしました。

次に、第九十二條に後段を追加することにはいたしましたのは、技能証明について規定されている航空機の種類以外の種類の航空機の操縦の練習をする場合には、操縦教育証明を有する者の監督の下に練習をしなければならぬこととしたのであります。第三十四條第二項の改正と相俟つて、操縦練習の安全を期することにいたしましたのであります。

次に、第九十七條の改正について御説明いたします。改正文はいささか面倒な表現をいたしておりますが、これは要するに航空機が飛行計画を運輸大臣に通報しなければならぬ場合を拡大したのであります。現行の規定におきましては、航空機は、計器飛行状態において、航空交通管制区乃至は航空交通管制圏を飛行する場合には、運輸大臣に飛行計画を通報し、その承認を受けなければならないものとされておるのであります。これを場周経路飛行その他特定の空域における飛行以外につきましては、有視界飛行状態における飛行の場合にも、すべて飛行計画を通報するように改めまして、航空機の事故を未然に防止し、万一事故が起きた場合におきましても、その捜索救難が容易になるようにいたしましたのであります。なお国際民間航空条約の附属書におきましても、飛行計画の通報につきましては、当初は現在の第九十七條と同様な限定をいたしておりました。

次に、第五十七條と第五十八條の改正は、同一の趣旨によるものであります。航空機の国籍等の表示の義務及び航空日誌の備え付け、或いは記載の義務は、第十一條但書の試験飛行等の許可を受けた場合にはこれを必要としたことにはいたしました。

十六日受理
傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復活の請願
請願者 長野市南町六九五ノ六 下里兵治
紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一六七三号 昭和二十九年二月十六日受理
茨城県大子町、栃木県藤原町間に国鉄バス運行開始の請願
請願者 栃木県塩谷郡矢板町 長 高橋保平外三十八名

紹介議員 佐藤清一郎君 横川 信夫君 宮田 重文君
茨城県大子町から栃木県矢板町を経て藤原町にいたる国鉄バスの実現は、地元全町村民が昭和二十二年以来願望しているところであるが、いまだに開通されないため、茨城県北部と栃木県北部との交流は、いよいよ困難であつて、両県民の不便と利益は、はばく大なものがあるから、大子―矢板―藤原間直通の国鉄バス運行をすみやかに実現せられたいとの請願。

第一六八〇号 昭和二十九年二月十七日受理
日田線鉄道敷設工事継続に関する請願
請願者 福岡県小倉市長 浜田 良祐外六名
紹介議員 後藤 文夫君
日田線(福岡県小倉市、大分県日田市)は、わが国最大の鉱工業地帯である北九州と木材の集散地である日田市を結ぶ重要線路で本路線四十キロ中未着手

の部分はずか一キロを残すだけとなつた今日、明年度の緊縮予算のためあるいは工事が中止されることがあるかも知れないよしであるが、全通を目前に控えた現在、工事を中止すれば地元一帯の損失ばかりでなく、国家経済再建上の損失も大きいから、明年度も当初計画通り本工事を継続実施せられたいとの請願。

第一六八一号 昭和二十九年二月十七日受理
傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復活の請願
請願者 福井市館町 真田清一 郎
紹介議員 高橋 衛君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一六九四号 昭和二十九年二月十七日受理
大糸線鉄道全通促進に関する請願
請願者 新潟県西頸城郡小滝村 長 北山才十郎外二十一名
紹介議員 西川弥平治君
大糸線はほとんど完成しているが、わずかに中土、小滝間十七キロが未開通のまま放置されているため沿線地帯の資源開発に支障をきたしている。本路線は、中部日本を横断して表日本と裏日本を結ぶ最短距離であるため国策上から、すみやかに本路線の完成を期せられたいとの請願。

中村、上ノ山両駅間鉄道敷設促進に関する請願
請願者 宮城県刈田郡白石町 長 麻生寛道
紹介議員 高橋進太郎君
中村、白石、上ノ山間の鉄道建設は、日本国有鉄道予定線路に決定されてから年久しきに及ぶにもかかわらず、いまだにその実現を見るに至らないが、本鉄道の建設は現在における交通運輸上の不便を除去するに止まらず、東北本線および常磐、奥羽の三線を結び、表日本と裏日本との交流を容易ならしめるとともに福島、宮城、山形三県の文化の交流、産業経済の発展上必要欠くことのできないものとして、関係町村民多年の要望切なるものがあるから、本鉄道建設のすみやかな実現を期せられたいとの請願。

第一七〇一号 昭和二十九年三月一日受理
直江津、越後湯沢両駅間鉄道敷設促進に関する請願
請願者 富山市安住町七九 石 坂豊一外二十一名
紹介議員 高橋 衛君 石坂 豊一君
直江津、越後湯沢を結ぶ北陸、上越連絡線は、数年前国鉄当局において建設計画を立てられたところ、地元関係町村が別に直江津、六日町を結ぶ運動を起したため、本線の実現を今日まで阻んでいるが、本計画線は北陸三県と表日本との文化ならびに経済を流通する重要な線路であつて、地質、地形特にこう配の上からみて工事が容易であり、さらに直江津、六日町線より三十キロの短縮を見るのであるから、最初国鉄にお

いて計画された通りすみやかに直江津、湯沢連接の本線を決定の上、工事の促進を図られたいとの請願。

第四六七号 昭和二十九年二月二十五日受理
乾めん類の鉄道貨物運賃等級是正に関する陳情
陳情者 香川県高松市天神前六二 合理事長 横田柳助
香川県製粉製めん協同組合
乾めん類は統制中は米、麦、小麦粉とともに主食として運賃においても同一等級であつたにもかかわらず、麦類の統制撤廃と同時に米、麦、小麦粉は二十三級の低率となり、ひとり乾めん類が二十一年級の高率を課せられているが、食糧事情の逼迫している際、その流通過程においてこのような不平等な運賃が如何ほどその出荷を阻害しているかを賢察の上、乾めん類の鉄道貨物運賃等級を米、麦、小麦粉同様二十三級に是正せられたいとの陳情。

第四七〇号 昭和二十九年二月二十七日受理
定点観測業務継続に関する陳情
陳情者 和歌山県知事 小野真次
今回わが国の気象観測に重大な意義をもつ三陸沖と四国沖の洋上定点観測業務が大幅に縮小されるよしであるが、和歌山県は、太平洋に面する長い海岸線をもつ地勢上、南方洋上の気象情況に最大の関心をもち、確実な予報警報によつて災害防止に利用されることを大いに期待しているから、これら二洋上定点観測業務を継続せられたいとの陳情。

第四七三号 昭和二十九年三月一日受理
西岩国、日原両駅間鉄道敷設促進に関する陳情
陳情者 山口県議會議長 二本謙吾
岩徳線西岩国駅から山口線日原駅に通ずる鉄道の実現は、過去数十年にわたる全県民が願望していたところであるが、去る一月十六日起工式挙行を、ようやく敷設工事の第一歩をふみ出したところであるから、本路線の重要性にかんがみ、鉄道建設予算から削除して工事を中絶する等のごとくすみやかに本路線の実現を図られたいとの陳情。

第四八一号 昭和二十九年三月一日受理
定点観測業務継続に関する陳情
陳情者 甲府市穴切町五九ノ二山 梨県農業共済組合連合会 長 清水三郎
この陳情の趣旨は、第四七〇号と同じである。

第四八九号 昭和二十九年三月二日受理
山川、枕崎両駅間等鉄道敷設促進に関する陳情
陳情者 鹿児島市長 勝目清
国鉄山川、枕崎、古江国分両線は、鉄道敷設の緊急性を認められ昭和二十九年度から着工することに決定されていたが、緊縮予算編成のため建設工費を削減され着工保留にならうとしていることはまことに遺憾であり、南進基地としての鹿児島県の発展を阻害するは

進歩をさまたげられてきた地元住民にとつてまことに重大問題であるから、兩線の早急建設を實施せられたいとの陳情。

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、航空法の一部を改正する法律案

航空法の一部を改正する法律案
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条―第五十六条」を「第三十七条―第五十六条」に、「第二百二十六条―第三百十一条」を「第二百二十六条―第三百十一条」に改める。

第十條の次に次の一條を加える。
第十條の二 運輸省令で定める資格及び經驗を有することについて運輸大臣の認定を受けた者（以下「耐空検査員」という。）は、運輸省令で定める滑空機について耐空証明を行うことができる。

2 前條第二項から第五項までの規定は、前項の耐空証明について準用する。
第十一條中「前條第一項」を「第十條第一項又は前條第一項」に改める。

第十四條を次のように改める。
第十四條 耐空証明の有効期間は、一年とする。但し、航空運送事業の用に供する航空機については、運輸大臣が定める期間とする。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二 運輸大臣は、第十條第四項、第十六條第一項又は第三百三十四條第二項の検査の結果、当該航空機又は当該型式の航空機が前條の期間を経過する前に第十條第四項（第十條の二第二項において準用する場合を含む。）の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき、その他航空機の安全性が確保されないと認めるときは、当該航空機又は当該型式の航空機の耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、又は第十條第三項（第十條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定した事項を変更することができる。

（耐空証明の効力の停止等）

第十四條の二 運輸大臣は、第十條第四項、第十六條第一項又は第三百三十四條第二項の検査の結果、当該航空機又は当該型式の航空機が前條の期間を経過する前に第十條第四項（第十條の二第二項において準用する場合を含む。）の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき、その他航空機の安全性が確保されないと認めるときは、当該航空機又は当該型式の航空機の耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、又は第十條第三項（第十條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定した事項を変更することができる。

2 第十條の二第一項の滑空機であつて、耐空証明のあるもの使用者は、当該滑空機について前項の修理又は改造をする場合において、耐空検査員の検査を受け、これに合格したときは、同項の規定にかかわらず、これを航空の用に供してもよい。

第十六條第二項の次に次の一項を加える。
3 運輸大臣又は耐空検査員は、第一項又は前項の検査の結果、当該航空機が第十條第四項（第十條の二第二項において準用する場合を含む。）の基準に適合すると認めるときは、これを合格としなければならない。

第十九條中「第十條第四項」の下に

「第十條の二第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第二十一條中「及び返納に関する事項」を「返納及び呈示に関する事項、耐空検査員に関する事項」に改め、「又は第二項」を削る。

第二十八條第二項中「第二十五條の規定によりその技能証明について限定をされた」を「技能証明につき第二十五條の限定をされた」に改める。

第二十九條の次に次の一條を加える。
（技能証明の限定の変更）
第二十九條の二 運輸大臣は、第二十五條第二項又は第三項の限定に係る技能証明につき、その技能証明に係る航空従事者の申請により、その限定を変更することができる。

2 前條の規定は、前項の限定の変更を行う場合に準用する。
第三十四條第二項中「航空機の操縦の教育の技能について、運輸大臣の行う操縦教育証明を受けた者でなければ、」を「航空機の種類別にその操縦の教育の技能について運輸大臣の行う操縦教育証明を受けた者でなければ、その種類の航空機について」に改める。

第三十八條第三項の次に次の一項を加える。
4 第一項の許可には、条件又は期限を附し、及びこれを変更することができるとがである。

第三十九條第一項第四号の次に次の一号を加える。
五 飛行場にあつては、申請者が、その敷地について所有権を

他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること。

第四十三條第二項中「第三十八條第二項及び第三項」を「第三十八條第二項から第四項まで」に改める。

第四十八條の見出しを「許可の取消等」に改め、同条中各号列記以外の部分を次のように改める。
運輸大臣は、左に掲げる場合には、飛行場若しくは航空保安施設

の設置の許可を取り消し、又は期間を定めて、飛行場の全部若しくは一部の供用の停止を命ずることができる。但し、第二号から第五号までの場合については設置の許可を取り消すことができる場合は、運輸大臣が飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者に対し、相当の期間を定めて、当該施設を申請書に記載した計画若しくは第三十九條第一項第一号の基準に適合させるための措置をとるべきこと又は当該施設を前條第一項の技術上の基準に従つて管理すべきことを命じ、その期間内に飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が、その命令に従わなかつた場合に限り、第四十八條第四号の次に次の二号を加える。

五 飛行場の位置、構造等が第三十九條第一項第一号の基準に適合しなくなつたとき。
六 許可に附した条件に違反したとき。

第五十四條を次のように改める。
（使用料金）
第五十四條 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設については、使用料金を定めようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第五十六條第一項中「第三十九條第一項第一号及び第二号」を「第三十九條第一項第一号、第二号及び第五号」に改める。

第五十六條第二項に次の但書を加える。
但し、第三十九條第二項については、運輸大臣が飛行場を設置する場合において、当該飛行場の敷地が従前、適法に航空機の離陸又は着陸の用に供せられており、且つ、当該飛行場の進入表面又は転移表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件がないときは、準用しない。

第五十六條第三項中「第四十七條第一項」を「第四十七條第一項及び」に改め、同項中「及び第五十四條」を削る。
第五十六條の次に次の一條を加える。
（公共用施設の指定等）
第五十六條の二 運輸大臣は、公共の利便を増進するため必要があると認めるときは、自衛隊の設置する飛行場について、その着陸帯その他の施設を公共の用に供すべき施設として指定することができる。

空保安施設の設置者は、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設については、使用料金を定めようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第五十六條第一項中「第三十九條第一項第一号及び第二号」を「第三十九條第一項第一号、第二号及び第五号」に改める。

第五十六條第二項に次の但書を加える。
但し、第三十九條第二項については、運輸大臣が飛行場を設置する場合において、当該飛行場の敷地が従前、適法に航空機の離陸又は着陸の用に供せられており、且つ、当該飛行場の進入表面又は転移表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件がないときは、準用しない。

第五十六條第三項中「第四十七條第一項」を「第四十七條第一項及び」に改め、同項中「及び第五十四條」を削る。
第五十六條の次に次の一條を加える。
（公共用施設の指定等）
第五十六條の二 運輸大臣は、公共の利便を増進するため必要があると認めるときは、自衛隊の設置する飛行場について、その着陸帯その他の施設を公共の用に供すべき施設として指定することができる。

2 前項の指定は、当該施設の名

称、位置、設備の概要その他運輸省令で定める事項を告示すること

によつて行ふ。

3 運輸大臣は、第一項の指定に係る施設について前項の告示をした事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を告示しなければならぬ。

4 運輸大臣は、第一項の指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならぬ。

5 運輸大臣は、第一項の指定をしようとするとき、又は前項の指定の取消をしようとするときは、防衛庁長官と協議しなければならぬ。

6 防衛庁長官は、第一項の指定があつたときは、当該施設を公共の用に供しなければならぬ。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

7 防衛庁長官は、第一項の指定に係る施設の使用の条件について、特定の使用者に対し、不当な差別的取扱をしてはならぬ。

第五十七條に次の但書を加える。但し、第十一条但書の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。

第五十八條第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、第十一条但書の規定による許可を受けた場合には、適用しない。

第九十二條に後段として次のように加える。
定期運送用操縦士、上級事業用操縦士、事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明を有する者が、当該技能証明について限定をされた種類以外の種類の航空機の操縦の練習をする場合も

同様である。

第九十七條中第三項を第四項とし、同項中「第一項の飛行計画の承認を受けた航空機」を「第一項又は第二項の規定により、飛行計画の承認を受け、又は飛行計画を通報した航空機」に改め、第二項を第三項とし、同項中「前項の飛行計画の承認を受けた航空機」を「第一項又は前項の規定により、飛行計画の承認を受け、又は飛行計画を通報した航空機」に改め、第一項の次に次の一項を加える。

2 航空機は、計器飛行状態において飛行しようとするとき（前項の場合を除く。）又は有視界飛行状態において飛行しようとするとき（運輸省令で定める場合を除く。）は運輸省令で定めるところにより運輸大臣に飛行計画を通報しなければならぬ。第九十八條中「前條の飛行計画の承認を受けた航空機」を「前條の規定により、飛行計画の承認を受け、又は飛行計画を通報した航空機」に改める。

第九十九條第一項及び第二百二十四條第一項にそれぞれ後段として次のように加える。

この場合において、第一百九條第二号中「認可」とあるのは「免許又は認可」と読み替へるものとする。

第二百二十六條第一項を次のように改める。

國際民間航空條約の締約國たる外国（以下単に「締約國」という。）の国籍を有する航空機（第二百二十九條第一項の許可を受けた者（以下「外国人國際航空運送事業者」という。）の当該事業の用に供する航

空機、第三百三十條の二の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機及び外国、外國の公共団体又はこれに準ずるものを使用する航空機を除く。）は、運輸大臣の指定する航空路によらぬで、左に掲げる航行を行う場合には、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

一 本邦外から出発して本邦内に到達する航行
二 本邦内から出発して本邦外に到達する航行
三 本邦外から出発して着陸することなしに本邦を通過し、本邦外に到達する航行

第二百二十六條第二項を次のように改める。
2 締約國の国籍を有する航空機であつて、外國、外國の公共団体又はこれに準ずるものを使用するもの及び締約國以外の外國の国籍を有する航空機（外国人國際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機及び第三百三十條の二の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機を除く。）は、前項各号に掲げる航行を行う場合には、運輸大臣の許可を受けなければならない。

第二百二十六條第四項中「第一項及び第二項の航空機」を「外國の国籍を有する航空機」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5 外國の国籍を有する航空機は、第一項第一号又は第二号に掲げる航行を行う場合には、天候その他やむを得ない事由のある場合を除く外、運輸大臣の指定する飛行場

において、着陸し、又は離陸しなければならない。但し、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

第二百二十七條中「外國、外國の公共団体若しくはこれに準ずるもの、外國の国籍を有する人又は外國の法令に基いて設立された法人その他の団体の使用する航空機（外国人國際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機を除く。）を「外國の国籍を有する航空機（外国人國際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機及び第三百三十條の二の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機を除く。）」に改める。

第二百二十九條に次の二項を加える。
2 前項の許可を受けようとする者は、申請書に事業計画、運輸開始の予定期日その他運輸省令で定める事項を記載し、これを運輸大臣に提出しなければならない。
3 運輸大臣は、申請者に対し、前項に規定するものの外、必要と認める書類の提出を求め得る。

第二百二十九條の次に次の四條を加える。
（運賃及び料金の認可）
第二百二十九條の二 外国人國際航空運送事業者は、旅客及び貨物（郵便物を除く。）の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。
（事業計画）
第二百二十九條の三 外国人國際航空運送業者は、その業務を行う場合

には、天候その他やむを得ない事由のある場合を除く外、事業計画に定めるところに従わなければならない。

2 外国人國際航空運送事業者は、事業計画を變更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。
（事業計画等の変更命令）
第二百二十九條の四 運輸大臣は、必要があると認めるときは、外国人國際航空運送事業者に対し、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画を變更すること。
二 運賃又は料金を變更すること。
（事業の停止及び許可の取消）
第二百二十九條の五 運輸大臣は、左の各号の一に該当する場合には、外国人國際航空運送事業者に対し、期間を定めて事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 外国人國際航空運送事業者が法令、法令に基く処分又は許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。
二 外国人國際航空運送事業者の株式若しくは持分の實質的な所有又は外国人國際航空運送事業者の営む航空運送事業の實質的な支配が、当該外国人國際航空運送事業者が国籍を有する国又はその國民に屬しなくなつたとき。

三 日本国と外国人國際航空運送事業者が国籍を有する外国との間に航空に関する協定がある場

合において、当該外国若しくは当該外国人国際航空運送事業者が当該協定に違反し、又は当該協定が効力を失つたとき。

四 前三号に掲げる場合の外、公共の利益のため必要があるとき。

第三百三十条中「又は外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機」を、「外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機又は次条の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機」に改める。

第三百三十条の次に次の一条を加える。

(本邦内で発着する旅客等の運送)
第三百三十条の二 外国の国籍を有する航空機(外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機を除く)は、第二百二十六条第一項第一号の航行(これと接続して行う本邦内の各地間における航行を含む)により本邦内に到着する旅客若しくは貨物の有償の運送をし、又は同項第二号の航行(これと接続して行う本邦内の各地間における航行を含む)により本邦内から発する旅客若しくは貨物の有償の運送をする場合には、運輸大臣の許可を受けなければならない。

第三百三十一条の次に次の一条を加える。

四 前条の許可を受けた者が当該運送の用に供する航空機
第三百三十一条の次に次の一条を加える。

(許可の条件等)

第三百三十一条の二 この章に規定する許可又は認可には、条件又は期限を附し、これを変更し、及び許可又は認可の後これに条件又は期限を附することができる。

第三百三十五条の表中「七 第二十二条第二項の航空機乗組員免許を申請する者」を「七 第二十二条第二項の航空機乗組員免許を申請する者 三百円」に改める。

第二百二十九条の二 第一項の技能証明を申請する者 四百円

第二百四十三条第二号中「同項の規定による検査を受けず、又はこれに合格しない者」を「同条第一項又は第二項の規定による検査に合格しない者」に改める。

第二百四十三条の次に次の一条を加える。

(航空検査員の罪)
第二百四十三条の二 航空検査員が、左の各号の一に該当するときは、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条の二第二項において準用する第十条第四項の技術上の基準に適合しない滑空機について、耐空証明を行ったとき。

二 第十六条第三項の基準に適合しない滑空機について、同条第二項の検査に合格させたとき。

第三百四十六條 左の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八條第一項の規定に違反して、許可を受けないで飛行場を設置した者

二 第四十三條第一項の規定に違反して、飛行場に特に重要な変更を加えた者

三 第四十八條の規定による飛行場の全部又は一部の供用の停止の命令に違反した者

第二百四十八條の次に次の一条を加える。

第二百四十八條の二 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が、第五十四條の規定による認可を受けず、又は認可を受けた使用料金をよらないで、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設の使用料金を收受したときは、五万円以下の罰金に処する。

第二百四十九條第一項第九号の次に次の一を加える。

九の二 第九十七條第二項の規定に違反して、通報をしないで、航空機を運航したとき。

第二百五十四條第一項第十号中「第九十七條第二項」を「第九十七條第三項」に、同項第十一号中「第九十七條第三項」を「第九十七條第四項」に改め、同項第十三号の次に次の一を加える。

第十四 第二百二十六條第五項の規定に違反して、運輸大臣の指定する飛行場以外の飛行場において、航空機を着陸させ、又は離陸させたとき。

第六 第三百三十條の二の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者

第二百五十七條第二号中「認可を受けなければならない」の下に「又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、」を加える。

第二百五十七條の次に次の一条を加える。

第二百五十七條の二 外国人国際航空運送事業者が、左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

一 第二百二十九條の二の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。

二 第二百二十九條の三第二項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、事業計画を変更したとき。

三 第二百二十九條の四の規定による命令又は第二百二十九條の五の規定による事業の停止の命令に違反したとき。

第二百五十九條中「第二百四十八條」を「第二百四十八條の二」に改める。

第六十一條第二号を削り、第一号の二を第二号に改める。

一 この法律は、公布の日から施行する。

二 この法律の施行の際現に改正前の航空法第二百二十九條の許可を受けて航空運送事業を営んでいる者(同法附則第九項の規定により許可を受けた者とみなされたものを含む)がこの法律の施行の時において定めている事業計画は、改正後の航空法第二百二十九條第二項の規定による事業計画とみなす。

三 前項に掲げる者がこの法律の施行の時において定めている運賃及び料金については、改正後の航空法第二百二十九條の二の認可を受けたものとみなす。

四 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四十四号の七中「許可し、」の下に「認可し、」を加える。

第四條第一項第四十四号の九の次に次の一を加える。

四十四の十 外国航空機の着陸し、又は離陸する飛行場を指定すること。

第二十八條の二第二項第十四号の三 外国航空機の航行に關すること。

第二十八條の二第二項中「第十四号の二」を「第十四号の三」に改める。

五 防衛庁の設置に關する法律が制定施行される日の前日までの間は、航空法第五十六條の二第一項中「自衛隊」とあるのは「保安庁」と、同条第五項から第七項までの規定中「防衛庁長官」とあるのは「保安庁長官」と読み替へるものとする。

昭和二十九年三月二十六日印刷

昭和二十九年三月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局